

「とくしま地球温暖化防止対策推進条例（仮称）のあり方」の変更点

パブリックコメント前	改定（案）
5 地球温暖化防止のための対策 (4) 交通・運輸に係る地球温暖化対策 (中略) このため次の項目について検討する必要がある。 ① 公共交通機関の利用の促進 ② アイドリングストップの励行 ③ 一定規模以上の駐車場でアイドリングストップを求める掲示 ④ 一定規模以上の運輸事業者の温室効果ガスの排出量の削減計画の提出 ⑤ 一定規模以上の運輸事業者のエコドライブ推進員の選任と届出 ⑥ 自動車販売業者による自動車の環境性能の説明 ⑦ 自動車販売業者による自動車の環境性能の表示 ⑧ 温室効果ガスを排出しない又は排出量の少ない自動車の購入	5 地球温暖化防止のための対策 (4) 交通・運輸に係る地球温暖化対策 (中略) このため次の項目について検討する必要がある。 ① 公共交通機関の利用の促進 ② アイドリングストップの励行などのエコドライブの推進 ③ 一定規模以上の駐車場でアイドリングストップを求める掲示 ④ 一定規模以上の運輸事業者の温室効果ガスの排出量の削減計画の提出 ⑤ 一定規模以上の運輸事業者のエコドライブ推進員の選任と届出 ⑥ 自動車販売業者による自動車の環境性能の説明 ⑦ 自動車販売業者による自動車の環境性能の表示 ⑧ 温室効果ガスを排出しない又は排出量の少ない自動車の購入